

商品概要説明書

ジャックスアグリローン（ジャックス保証）

（2025 年 4 月 1 日現在）

商品名	ジャックスアグリローン（ジャックス保証）
ご利用 いただける方	次の条件を満たす個人の方 ○ お借入申込時の年齢が満 20 歳以上、最終償還時の年齢が満 80 歳以下の方。 ○ 農業を営む方、農業に従事する方、または認定新規就農者。 ○ 安定・継続した収入の見込める方。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がない方。 ○ 当 J A 指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○ 他金融機関からのお借換の場合は、現在お借入中のローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。 ※ お借換対象ローンは農機具ローンに限ります。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 農業機械全般（トラック等含む車両全般、ホイルローダー、除雪機、ドローン等を含む。）の購入資金。 ○ 農業機械全般の点検、修理、整備費用および付帯する諸費用。 ○ 簡易な建築物（作業場・ビニールハウス等を含む。）の購入または施工資金。 ○ 他金融機関からの農機具ローンのお借換資金。 ○ 短期資金（種苗代、肥料代、飼料代等設備投資関連以外の農業関連資金）。 ※ 他の資金との併用はできません。 ○ 農業関連の既築建物解体費用および付帯する資金。 ※ 資金使途には上記お借入にかかる諸費用を含みます。
借入金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ○ お借換資金のみの場合は、現在お借入中のローンの全額繰上償還金額にお借換にともなう諸費用を加算した金額が上限額となります。 ○ 短期資金は、300 万円以内とします。 ※ 当ローンを複数回ご利用いただく場合、お借入の残高合計が 300 万円を超えることはできません。
借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内とし、1 か月単位とします。 ○ お借換資金のみの場合は、現在お借入中のローンの残存償還期間内とします。 ○ 短期資金は 3 年以内とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。 ○ お借入利率は固定金利とし、お借入時の利率を完済時まで適用いたします。 ○ お借入利率には保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。 ※ 詳しくは当 J A の融資窓口にお問い合わせください。

借入方式	○ 証書借入とします。								
資金交付	○ 工事を伴う資金使途の場合は、工事完了後の資金交付となります。 ○ ご融資金は、お客さまの口座に入金後、即日払戻し、当 J A から販売業者・工事施工業者等お支払先へお振込みいただきます。								
返済方法	○ 元利均等返済（毎回の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○ 原則として、担保は不要です。								
保証	○ 当 J A が指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
団体信用生命共済	○ ご希望により、資金使途が農機具購入資金に限り当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> </table> ※ 詳しくは当 J A の融資窓口にお問い合わせください。	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	J A 所定利率	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A 所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	J A 所定利率								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A 所定利率								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率								
手数料	○ お借入に際しては、当 J A 所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、当 J A 所定の手数料が必要となります。 ※ 詳しくは当 J A の融資窓口にお問い合わせください。								
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署^{（注）}にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署・・・当 J A の窓口にお尋ねください。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 当 J A 担当部署^{（注）}または J A バンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署・・・当 J A の窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588）								

	第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○ お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

長野県 J A バンク